

## 下野市開発許可等申請手数料一覧

下野市都市政策課の窓口で発行する納入通知書により、現金で納付いただきます。  
栃木県収入証紙による納入はできませんので、ご注意ください。

手数料の種類		単位	金額 (円)	
法第 29 条 開発行為許可申請手数料	自己居住用の住宅	0. 1 ha 未満	8,600	
		0. 1 ha 以上 0. 3 ha 未満	22,000	
		0. 3 ha 以上 0. 6 ha 未満	43,000	
		0. 6 ha 以上 1 ha 未満	86,000	
		1 ha 以上 3 ha 未満	130,000	
		3 ha 以上 6 ha 未満	170,000	
		6 ha 以上 10 ha 未満	220,000	
		10 ha 以上	300,000	
	自己業務用の建築物・特定工作物	0. 1 ha 未満	13,000	
		0. 1 ha 以上 0. 3 ha 未満	30,000	
		0. 3 ha 以上 0. 6 ha 未満	65,000	
		店舗、自動車修理工場、社会福祉施設、診療所等	0. 6 ha 以上 1 ha 未満	120,000
			1 ha 以上 3 ha 未満	200,000
			3 ha 以上 6 ha 未満	270,000
			6 ha 以上 10 ha 未満	340,000
		10 ha 以上	480,000	
	その他 (非自己用)	0. 1 ha 未満	86,000	
		0. 1 ha 以上 0. 3 ha 未満	130,000	
		宅地分譲、分譲住宅、賃貸住宅、貸事務所、貸工場、貸倉庫、社宅等	0. 3 ha 以上 0. 6 ha 未満	190,000
			0. 6 ha 以上 1 ha 未満	260,000
			1 ha 以上 3 ha 未満	390,000
			3 ha 以上 6 ha 未満	510,000
		6 ha 以上 10 ha 未満	660,000	
		10 ha 以上	870,000	
法第 35 条の 2 開発行為変更許可申請手数料	1 件につき	<p>(1) 設計変更 ((2) のみの場合は除く) 29 条の額の 10 分の 1 (2) の変更を伴う場合は変更前の開発区域の面積 面積縮小の場合は縮小後の開発区域の面積</p> <p>(2) 開発面積増加 開発面積の増加によって、次の事項の変更を申請するときは面積増加分に応じて上表加算 1号 区域の位置、規模 2号 予定建築物等の用途 3号 設計 4号 施行者</p>	<p>合算した金額が 870,000 円を超えると きは、 870,000 円</p>	

手数料の種類	単位	金額 (円)
	(3) その他の変更 10,000 円 ①開発区域内の予定建築物等の用途の変更 ②工事施行者の変更 (変更届に係るものを除く。) ③自己用・非自己用、居住用・業務用の別の変更 ④市街化調整区域内における開発行為にあつては、法第34条の該当号及び理由の変更 ⑤資金計画の変更 (自己の居住用又は1 ha 未満の自己の業務用の開発行為を除く。)	
法第41条第2項ただし書 (同法第35条の2第4項で準用する場合を含む。) 市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料		46,000
法第42条第1項ただし書 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料		26,000
法第43条 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	0. 1 ha 未満 0. 1 ha 以上 0. 3 ha 未満 0. 3 ha 以上 0. 6 ha 未満 0. 6 ha 以上 1 ha 未満 1 ha 以上	6,900 18,000 39,000 69,000 97,000
法第45条 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	開発許可を受けた地位の承継の承認申請 自己の住宅、1 ha 未満の自己の業務用 開発許可を受けた地位の承継の承認申請 1 ha 以上の自己の業務用 開発許可を受けた地位の承継の承認申請 その他 (非自己用)	1,700 2,700 17,000
法第47条第5項 開発登録簿の写し交付手数料	1 件につき	470